

令和3年9月議会

教育文化委員会資料

(市民文化スポーツ局)

1 議案要旨<条例議案>

【議案第106号】

「北九州市手数料条例の一部改正について」…………… 2

2 議案要旨<一般議案>

【議案第113号】

「公有水面埋立てによる土地確認について」

【議案第114号】

「町の区域の変更について」…………… 3

3 議案要旨<補正予算議案>

【議案第116号】

「令和3年度北九州市一般会計補正予算について（局所管分）」

（9月補正予算）…………… 5

4 議案要旨<条例議案>（追加議案）

【議案第120号】

「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

…………… 6

1 議案要旨<条例議案>

【議案第 106 号】

「北九州市手数料条例の一部改正について」

<令和3年9月北九州市議会定例会議案：32～35ページ参照>

1 議案提出理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に関する手数料を徴収する規定が同法に追加されたため、手数料条例において、これらに係る規定を削除する必要があるもの。

2 改正内容

個人番号カードの交付及び再交付に係る手数料の規定を削除する。

3 関係法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第16条の2、第18条の2

4 施行期日

公布の日

2 議案要旨〈一般議案〉

【議案第 113 号】

「公有水面埋立てによる土地確認について」

〈令和 3 年 9 月北九州市議会定例会議案：82～84 ページ参照〉

【議案第 114 号】

「町の区域の変更について」

〈令和 3 年 9 月北九州市議会定例会議案：85～87 ページ参照〉

1 議案提出理由

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認し、併せて当該土地を隣接する町の区域に編入するもの。

2 議案内容

門司区新門司北三丁目 1 の 2 9、1 の 3 0 地先公有水面埋立地

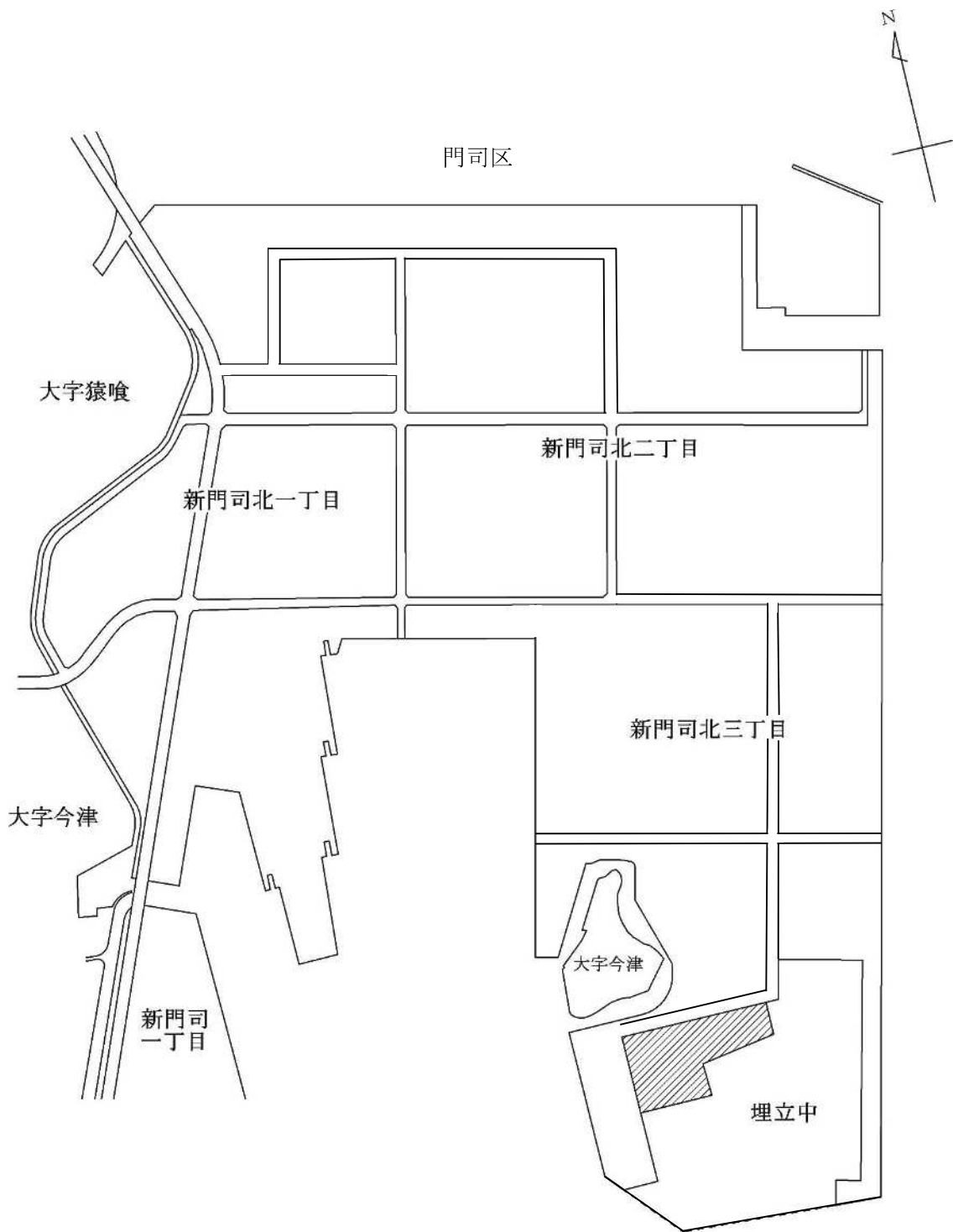
ア 編入する町の区域	門司区新門司北三丁目
イ 面 積	34,000.04 m ²
ウ 埋立地の用途	物流機能用地
エ 埋立権者	北九州市

3 関係法令

土地確認・・・地方自治法第9条の5第1項

町区域編入・・・地方自治法第260条第1項

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



(凡例)
埋立地 (新たに生じた土地)
(新門司北三丁目に編入する区域)

3 議案要旨<補正予算議案>

【議案第 116 号】

「令和 3 年度北九州市一般会計補正予算について（局所管分）」（9 月補正予算）

<令和 3 年度北九州市補正予算に関する説明書：3～9 ページ参照>

補正予算について、下記のとおり提案するもの。

（単位：千円）

款項目	事業内容	事業内容	補正予算 説明書 ページ
事業名			
2 款 3 項 4 目 文化振興費			
○東アジア文化都市 北九州推進経費	東アジア文化都市北九州 2020▶21 の閉幕式典に係 る経費について増額する もの。	30,000 【諸収入 30,000】	P 9 【P 6】
○文化財保護経費 (平尾台保存管理事業)	国の補助を活用し、平尾台 の公有地化を促進するも の。	55,300 【国庫支出金 44,240】 【地方債 8,400】	P 9 【P 3】 【P 7】

4 議案要旨<条例議案> (追加議案)

【議案第 120 号】

「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」
〈令和3年9月北九州市議会定例会議案：1～3ページ参照〉

1 概要 (議案提出理由)

(1) 旧古河鉱業若松ビル指定管理者の指定取消し

令和3年8月31日、指定管理者である中央興産株式会社から経営状況悪化を理由に指定取消しを依頼する旨の報告を受けたため、協議の結果、令和3年9月9日付で指定を取り消し、直営管理を開始した。

(同社は令和3年9月14日付で破産手続きを開始した。)

(2) 条例改正について

「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例」において、旧古河鉱業若松ビルは、指定管理者が利用者から利用料金を徴収する施設として規定されているため、指定管理者の指定取消し後に本市が施設を直営する場合に使用料を徴収する規定を置いていない。

については、直営での管理を実施する間、市が利用者から使用料を徴収できるようにするため、条例の一部改正を行う議案を追加提出する。

(なお、現在は無料にて対応中)

2 改正の主な内容

「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例」の付則に以下の内容の項を加える。

- (1) 当分の間、北九州市旧古河鉱業若松ビルの管理は市が行う。
- (2) 指定取り消し前の指定管理者に対して行われた予約等は、市に行われたものとみなす。
- (3) 指定管理者が徴収していた利用料金と同額の使用料を市が徴収する。
- (4) 原則、使用料は、前納とする。

3 施行期日

令和3年10月2日

【参考】

《旧古河ビルの概要》

平成16年、若松区の地元住民等の熱意により保存改修された経緯から、地元との連携を図りながら「交流・文化・観光拠点」として広く活用。

所在地：若松区本町一丁目11番18号 構造：レンガ造り2階建て

《中央興産株式会社 会社概要》

代表取締役：千々和 耕助 所在地：若松区浜町一丁目 資本金：31,500千円

事業内容：石油製品部 (太陽石油(株)特約店、船舶用燃料油、潤滑油 他)

炭素部 (コークス・石炭・活性炭 他)

従業員：9名